

意見書案第1号

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済は、企業収益の改善による設備投資の増加など、企業部門の好調さが持続しており、景気回復が続いている。一方、雇用情勢は、完全失業率が高水準ながらも低下方向で推移するなど、厳しさが残るものの改善に広がりが見られる。

しかしながら、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等の非正規労働者の比率は年々上昇しており、低賃金層が拡大している。

このような中、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする最低賃金の改善は重要な課題である。

よって国におかれては、平成19年度の神奈川県最低賃金の改定に当たり、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地域別及び産業別最低賃金の改定については、早期に神奈川県最低賃金審議会に諮問し、一般労働者の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川県最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川県労働局長

意見書案第2号

川崎社会保険病院の存続・機能充実を求める意見書

川崎社会保険病院は、国が健康保険法に基づき、健康の保持増進のために設置した施設であり、健康管理センターや介護老人保健施設を併設し、予防、治療、介護等の対応が一貫して行える大きな特徴を有するなど、地域住民の健康福祉の向上に重要な役割を果たしている。

しかしながら、平成14年に成立した健康保険法等の一部を改正する法律の附則では、社会保険病院の在り方の見直しについて、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるとされており、現在、社会保険病院の整理合理化計画の策定が検討されていることから、川崎市における地域医療への影響が懸念されている。

よって国におかれては、地域住民の健康福祉の保持増進に大きな役割を担う同病院を存続させるとともに、より一層の地域医療の充実を図るために特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
社会保険庁長官